

仙台青葉学院大学 学都仙台単位互換ネットワークに関する取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）学則第34条の規定により、学都仙台コンソーシアムによる単位互換ネットワークを円滑に機能させるため、本学において必要な事項を定めるものとする。

第2章 受入

(履修期間)

第2条 履修期間は1年以内とし、単位互換学生が履修する授業科目の開講学期の間とする。

(単位互換科目の指定)

第3条 単位互換科目として提供する授業科目は、本学が指定した科目とし、本学と学都仙台単位互換ネットワークにおいて公表する。

(受入学生数)

第4条 本学において開講する単位互換科目に受入れる学生数は若干名とし、当該授業科目の担当教員の判断に委ねる。

(履修手続き及び成績評価)

第5条 本学において開講する単位互換科目の履修手続き及び成績評価に関しては、本学の諸規程に基づき実施する。

第3章 派遣

(単位互換学生の範囲)

第6条 本学から派遣する単位互換学生は、本学に在籍する正規学生とする。

(履修開始年次)

第7条 単位互換学生として履修を開始できる年次は、前期開講科目にあっては2年次以上、後期開講科目にあっては1年次以上とする。

(修得できる単位数)

第8条 本学から派遣する単位互換学生が履修登録して修得できる単位互換科目の単位数は、年度毎に8単位以内、当該学生の在学期間を通じて24単位以内とする。

(成績の評価)

第9条 本学から派遣した単位互換学生が他大学等において履修した授業科目の成績評価は、教務委員会の議を経て、「認定」とする。

(単位の取扱い)

第10条 本学から派遣した単位互換学生が他大学等において修得した単位の取扱いは、各学科において定める。

第4章 放送大学との単位互換

(受入)

第11条 本学が放送大学より受入れる単位互換学生は、全科履修生に限るものとし、その授業料については、本学が別に定めるところにより徴収する。

(派遣)

第12条 本学から放送大学に派遣する単位互換学生の授業料については、放送大学の定めるところによる。

第5章 雜則

(業務の所管)

第13条 学都仙台単位互換ネットワークに係る業務の所管は、本学事務局とする。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得て学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年9月25日から施行する。